

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和2年6月25日（木）午前10時30分頃
- 2 事故発生場所 加古川市尾上町口里746番6地先
市道新幹線側道1号線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 相手方が市道新幹線側道1号線を横断していたところ、市が管理する道路側溝のグレーチングの隙間に右足が落下し、負傷した。
- 5 損害の程度 相手方 人的損害 右下腿部挫傷、右膝部挫創その他
- 6 過失割合等 市：30 相手方：70
専決日：令和3年4月26日 示談成立日：同年4月30日
- 7 損害賠償の額 102,418円（341,394円×30%）
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金102,418円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との道路賠償責任保険契約に基づき、同会より相手方に支払われる。